

【児童福祉法】

障がいのある子どもとその家族に対する支援のため、児童福祉法に基づく障がい児通所支援や障がい児相談支援の拡充等により、療育体制及び相談体制の充実を図っています。

1 障がい児通所支援

(1) 児童発達支援

未就学の障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行っています。

■利用状況

区分 \ 年度	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
実施箇所数	11(12)	11(12)	11(13)	12(15)	12(16)
利用者数(人)	96	94	106	127	141
利用延べ回数(回)	5,741	6,845	7,434	7,509	8,352
支給額(千円)	63,289	81,820	98,363	99,166	104,505

(2) 放課後等デイサービス

就学している障がい児を対象に、放課後又は休業中に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行っています。

■利用状況

区分 \ 年度	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
実施箇所数	12(17)	12(17)	12(16)	13(19)	13(19)
利用者数(人)	181	176	189	205	222
利用延べ回数(回)	18,507	19,468	22,397	22,852	26,800
支給額(千円)	161,953	184,485	194,149	197,295	236,910

(3) 保育所等訪問支援

保育所その他の集団生活を営む施設に通う障がい児を対象に、保育所等を訪問し集団生活への適応のための専門的な支援を行っています。

■利用状況

区分 \ 年度	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
実施箇所数	4(4)	4(4)	4(4)	6(6)	5(5)
利用者数(人)	30	32	42	66	90
利用延べ回数(回)	68	110	348	383	401
支給額(千円)	740	1,771	5,998	6,468	6,984

2 障がい児相談支援

障がい児通所支援利用者に対し、相談支援専門員が利用計画の作成やサービスの調整等を行っています。

■利用状況

区分 \ 年度	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
実施箇所数	9(15)	9(14)	11(15)	11(15)	11(15)
利用者数(人)	260	273	271	313	333
支給額(千円)	17,097	18,122	22,480	26,105	28,521